

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	児童福祉法施行令
根拠条項	第5条第7項
処分の概要	指定保育士養成施設の指定の取消し
法令の定め	第5条第7項 指定保育士養成施設の設置者は、指定の取消しを求めようとするときは、学年の開始月二月前までに、厚生労働省令で定める事項を、当該施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。
処分基準	前例がなく、現時点で基準を作成するのは困難である。
処分担当課	保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課（電話番号：011-204-5236）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html ）